

議員発第 4 号

茨木市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年3月30日提出

提出者 茨木市議会議員

大 村 卓 司

長 谷 川 浩

永 田 真 樹

櫻 井 淳 貴

米 川 勝 利

茨木市議会議長

松 本 泰 典 様

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中

「

- 1 市民文化部の所管に属する事項
」を

「

- 1 共創文化部の所管に属する事項
」に改め、同項第4号中

「

- 1 産業環境部の所管に属する事項
- 2 都市整備部の所管に属する事項
」を

「

- 1 暮らし産業環境部の所管に属する事項
- 2 都市活力部の所管に属する事項
」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の茨木市議会委員会条例の規定に基づき置かれている常任委員会において、調査を継続している事件については、改正後の茨木市議会委員会条例の規定に基づく常任委員会のうち、当該調査事件を所管する常任委員会に承継されるものとする。